

伊丹市学習管理システム導入事業に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和7年 7月

伊丹市総合政策部 デジタル戦略室

1 事業名

伊丹市学習管理システム導入事業

2 事業内容及び目的

働き方が多様化する本市職員の学習・研修受講環境の充実を図り、研修を円滑に実施するための手段として学習管理システムを導入する。

それにより、学習・研修の進捗管理、受講実績及び効果の把握を効率的に行うとともに、業務の生産性を高めることを目的とする。

3 作業内容

学習管理システムの構築及び運用支援。

詳細は、別添1「伊丹市学習管理システム導入事業調達仕様書」に記載のとおりとする。

4 事業期間

契約締結日から令和8年3月31日まで。

ただし、利用開始は令和7年9月中を想定しており、利用料の発生は利用開始後とする。

また、次年度以降の利用の有無については、事業継続性及効果を勘案して別途判断する。

5 提案上限額（事業規模）

提案価格は、以下に示す各年度別の提案上限価格を超えてはならない。

また、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、事業規模を示すものである。特に、令和8年度（見込み額）については、評価の参考として提示を求めるものであり、本プロポーザルにより契約を確約するものではないことに留意すること。

(1) 令和7年度

初期設定費及び利用料（利用開始日～令和8年3月31日）の合計額とする。

1,397千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※ただしシステム利用に関する費用およびMS-Officeに関する学習・研修コンテンツの利用のための費用の合計額とする。

(2) 令和8年度（見込み額）

令和7年度に継続して利用する場合に必要な経費（令和8年4月1日～令和9年3月31日）の合計額とする。

2,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※ただしシステム利用に関する費用のみとし、MS-Officeに関する学習コンテンツの利用のための費用は含まないものとする。

6 担当部署

伊丹市総合政策部デジタル戦略室（市役所庁舎5階）

〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地

電話：072-784-8019
電子メール：digi-st@city.itami.lg.jp

7 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 伊丹市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。令和7年度伊丹市入札参加資格者名簿に登録されていない者については、伊丹市入札参加資格制限基準又は伊丹市入札参加停止基準に抵触していないこと。
- (2) 国税又は地方税を滞納していないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に規定に該当していないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 伊丹市暴力団排除条例（平成24年伊丹市条例第4号）第2条第1号から第3号までに掲げる者に該当しないこと。
- (6) 本プロポーザルに関する提出書類について、故意に虚偽の記載をしていないこと。
- (7) 提案事業者は、プライバシーマークまたは情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001 または JIS Q27001）等の第三者認証を取得していること。なお、再委託先がある場合は、再委託先を予め明らかとし、再委託先も(1)～(8)の条件を満たしていること。
- (8) クラウドサービスを利用する場合、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）、またはその他クラウドサービスにおける第三者認証（ISO/IEC 27017 等）の認証を取得していること。もしくは、利用しているクラウドプラットフォームの事業者のサービスが同様の認証を取得していること。

8 スケジュール

日程については以下を予定している。

- (1) 公 募 開 始：令和7年7月14日（月）
- (2) 質 問 受 付 締 切：令和7年7月23日（水）正午まで
- (3) 質 問 回 答：令和7年7月29日（火）
- (4) 参 加 申 込 締 切：令和7年8月 1日（金）正午まで
- (5) 参加資格結果通知：令和7年8月 6日（水）
- (6) 企画提案書受付締切：令和7年8月21日（木）正午まで
- (7) 提 案 審 査：令和7年8月26日（火）
- (8) 結 果 通 知：令和7年8月29日（金）

9 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する疑義等については、受付期限内に以下のとおり提出すること。

- (1) 受付期限：令和7年7月23日（水）正午（必着）
- (2) 提出方法：質問書（様式1）により、「6 担当部署」宛てにメールにて提出。
メールの件名は次のとおりとし、電話にて送達確認すること。
件名：伊丹市学習管理システム導入事業_質問（事業者名）
- (3) 回答日：令和7年7月29日（火）
- (4) 回答方法：質問者の名称等を伏せて、質問内容及び回答を本市ホームページに掲載するとともに、質問書に記載の電子メール宛に送付する。
- (5) 備考：提出された質問書が、次の①～④に該当する場合、回答は行わない。
 - ① 所定の様式「質問書（様式1）」を利用していない。
 - ② 参加者名、質問の対象となる資料名・頁・項番等の記載がない。
 - ③ 質疑以外（意見等）が記載されている。
 - ④ 質問内容に参加者を特定する、もしくは推測できる記載がある。

10 企画提案参加・辞退について

(1) 参加申込時提出書類

提出書類、様式	提出部数、留意事項等
参加申込書（様式2）	電子媒体1部
納税証明書（写）	電子媒体1部 ※滞納が無いことを証明できる書類 国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）別紙第9号書式（その3の3）、「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について、未納税額のない証明用で発行日から3か月以内のもの ※伊丹市内に本店又は営業所を有する場合は、伊丹市税の納税証明書も必要
登記事項証明書（写）	電子媒体1部
情報セキュリティマネジメントシステム等の第三者認証の認定書（写）	電子媒体1部 ※「7. 参加資格要件」（7）を証する書類 ※「7. 参加資格要件」（8）について、自社プラットフォームで運用している場合はその認定書（写） 他社プラットフォームで運用している場合は、その内容がわかる書類（様式任意） ※再委託先がある場合は再委託先の調書も含めて提出すること
「伊丹市契約等からの暴力団排除に関する要綱」に基づく誓約書（様式6-1）	電子媒体1部 ※再委託先がある場合は、様式6-2についても提出すること

(2) 提出期限等

提出期限：令和7年8月1日（金）正午（必着）

提出方法：「6 担当部署」宛てにメールにて提出。

件名は次のとおりとし、電話にて送達確認すること。

件名：伊丹市学習管理システム導入事業_参加（事業者名）

(3) 企画提案参加資格の通知について

「7 参加資格要件」に適合するとされた者に限り、本プロポーザルに参加することができる。審査結果は、令和7年8月6日（水）に参加申込書（様式2）に記載された電子メール宛に通知する。

(4) 参加申込後の辞退について

参加申込書を提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式3）を提出すること。

提出方法：「6 担当部署」宛てにメールにて提出。

件名は次のとおりとし、電話にて送達確認すること。

件名：伊丹市学習管理システム導入事業_辞退（事業者名）

11 企画提案書等の作成及び提出

提案者は企画提案書等の作成において、本事業の目的達成のために、仕様書等に詳細の記載がない部分に関しても、提案者自身の知見と専門性を活かして、効果的かつ効率的な提案を行うこと。

(1) 提出書類

提出書類の作成要領・留意事項等は、別添2「伊丹市学習管理システム導入事業企画提案書等作成要領」参照のこと。

提出書類、様式	提出部数、留意事項等
企画提案確認書（様式4）	電子媒体1部
企画提案書（様式任意）	電子媒体1部 ※項目は別添2「伊丹市学習管理システム導入事業企画提案書等作成要領」2-1（2）に従うこと。
伊丹市学習管理システム導入事業に係る価格見積書（令和7年度分）（様式5-1）及びその内訳（様式自由）	電子媒体1部 ※システムの導入費用及び月額利用料等の内訳を明記
伊丹市学習管理システム導入事業に係る価格見積書（令和8年度分）（様式5-2）及びその内訳（様式自由）	電子媒体1部 ※月額利用料等の内訳を明記
参考資料（約款・サービス利用規約等）（様式任意）	電子媒体1部 ※約款または利用規約等があれば添付
デモンストレーション動画	電子媒体1部 ※動画の内容は、システムの操作デモンストレーション（10分以内）とする

(2) 提出期限等

提出期限：令和7年8月21日（木）正午（必着）

提出方法：「6 担当部署」宛てにメールにて提出。

提出する際の件名は次のとおりとし、電話にて送達確認すること。

件名：伊丹市学習管理システム導入事業_企画提案（事業者名）

12 提案審査

提出された企画提案書及びプレゼンテーションに基づき、伊丹市学習管理システム導入事業プロポーザル審査会がヒアリング審査・質疑応答を実施するので、提案事業者は以下のとおり参加すること。

- (1) 実施日
 - ・ 令和7年8月26日（火） 詳細の日時は、別途通知する。
- (2) 実施場所
 - ・ 伊丹市役所（伊丹市千僧1丁目1番地）内会議室の予定
- (3) 実施方式
 - ・ 別表（審査項目）に基づき、審査会において審査を行う。
 - ・ 提案審査の結果、最も得点の高かった者を優先交渉権者とする。
 - ・ 審査点が高点の場合は、審査会において順位を決定する。
- (4) 時間
 - ・ プレゼンテーション 15分以内 質疑応答 10分以内
 - ・ 審査員は事前にデモンストレーション動画を視聴済み
 - ・ 当日は企画提案書に基づくプレゼンテーション及び質疑応答を行う。その中で、デモンストレーションに関する質問があれば、実際の操作画面を提示できるよう準備しておくこと。
- (5) 資料
 - ・ 資料は事前に提出した企画提案書等を用いること。
 - ・ 当日の内容の修正や追加資料などは認めない。
- (6) 出席者
 - ・ 出席者は3名以内として、今回の事業に従事する予定のもの（マネージャや、契約担当者、技術担当者等）を含めるものとする。

13 審査基準及び配点

次の審査基準及び配点に基づき、企画提案書等の内容及び提案価格を総合的に評価し、最も高い評価を得た提案事業者を優先交渉権者、次点の者を次点交渉権者として選定する。なお、応募者が1者の場合、企画提案内容に係る審査の結果価格点を除く評価で6割以上の得点を取得できたとき、その1者を優先交渉権者とする。

- (1) 価格 10点／100点
- (2) 企画提案内容 90点／100点
(内訳)

項目		基準	配点
基礎項目	基本方針	・ 本業務の理解度等	5
	実績等	・ 導入実績の有無、件数等	
	構築スケジュール/体制	・ 適切なスケジュールになっているかどうか ・ 本市との役割分担が適切かどうか	
重点項目	利用規模	・ アカウント数、同時接続数について、より多くの職員が柔軟かつ効率的に活用できる提案になっているかどうか ・ 学習・研修コンテンツのデータ領域が1,000Gbyteを超えているか。	5.5
	ユーザインタフェース	・ 管理側や学習・研修受講者の画面のわかり	

		やすさ、操作性等	
	サービスの特徴	<p>「伊丹市学習管理システム導入事業調達仕様書」に示された要件を満たしたうえで、次の項目について審査員による採点を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織／階層／ユーザ単位など、学習・研修コンテンツを柔軟に管理できるか。 ・受講者にとって受講しやすい環境を提供できるものとなっているか、また意欲を向上させる工夫ができるか。 ・学習・研修コンテンツの作成が直感的かつ容易にできるか。 ・学習・研修コンテンツの公開設定の容易さ、研修実施のための設定の容易さ ・受講者への個別メッセージ送付や、全体へのお知らせ等の研修開催等に用いるコミュニケーションツールの使いやすさ ・受講状況やテスト結果など、管理者にとって受講成果が把握しやすくなっているか。 ・その他、学習・研修実施、受講等の業務効率化に資する機能の有無等 	
	セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・ログ管理、契約終了後のアカウント情報や学習・研修コンテンツの扱いや、その他セキュリティに関する考え方等 	
	構築支援/運用サポート内容	<ul style="list-style-type: none"> ・導入時の職員負担軽減、運用開始後の効率的な利活用、人材育成における本システムのより効果的な活用に資する支援の有無等 	
	Office ツールの学習・研修コンテンツ	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数、利用期間について、より多くの職員が柔軟かつ効率的に活用できる提案になっているかどうか ・本市の職員に有効・有用な内容となっているか。 ・学習意欲を向上させる内容となっているか。 ・充実したコンテンツ量・内容となっているか。 	20
	追加提案	<ul style="list-style-type: none"> ・「伊丹市学習管理システム導入事業調達仕様書」の加点点項目が示されているか。また仕様書に示すもの以外に、より目的を達することが期待できる有益な機能やサービスが提案されているか 	10

14 審査結果

審査結果（順位・得点）については、令和7年8月29日（金）に各提案事業者宛に、メールで通知する。また、本市のホームページにて公表する。

15 失格事項

本プロポーザルの提案事業者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等の作成形式、提出方法、提出先、提出期限が本要領に適合していないとき。

- (2) 提案内容が別添1「伊丹市学習管理システム導入事業調達仕様書」に記載している要件（同仕様書「2.2 システム/機能/セキュリティ/保守・運用/コンテンツ等要件」のうち、加点項目については除く）を満たさないとき。
- (3) 見積書の金額が「5 提案上限額（事業規模）」に示した金額を超過しているとき。
- (4) 提案事業者が「7 参加資格要件」を満たしていないとき、または虚偽の申請により参加資格を得たとき。
- (5) 優先交渉権者決定の前に、伊丹市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けたとき、又は地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないことの規定に抵触することが明らかとなったとき。
- (6) 提案事業者が「12 提案審査」に参加しなかったとき。
- (7) 本業務の全部（または主たる部分）を第三者に委託する前提の提案が行われたとき。
- (8) 企画提案内容が、価格点を除く評価で6割以上の得点を取得できなかったとき。

16 契約

(1) 契約内容

選考された優先交渉権者と本市の間で速やかに提案内容を確認する場を設け、協議するものとする。なお、優先交渉権者と協議が整わない場合は、次点交渉権者と協議を行う。

(2) 契約締結

詳細の協議が整い次第、すみやかに随意契約の手続きを行うものとする。その際、手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。その他の条件は、以下のとおり。

ア 支払いは、原則サービス利用月の末日締め翌月末支払いとする。

イ 契約保証金の取り扱いについては、伊丹市契約に関する規則（平成3年伊丹市規則第37号）第24条または第25条による。

ウ その他、必要な事項は別途協議するものとする。

17 その他留意事項

- (1) 本件に関して知り得た本市のシステム等に関する一切の内容及び情報を、本事業の目的以外に使用したり、第三者に開示したり、漏洩しないこと。
- (2) 本プロポーザルに係る書類の作成、提出及び調査に要する一切の費用は、参加者、提案者及び候補者の負担とする。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。また、提案書等の提出後、その内容について不明点等があった場合、本市より質問する可能性があるが、そこで虚偽の回答をした場合も同様とする。
- (4) 提出書類は返却しないと、プロポーザル以外の用途には提出者に無断で使用しない。
- (5) 参加辞退後は、いかなる理由があっても再参加は認めない。辞退届を提出しても、これを理由として今後不利益な取り扱いをすることはしない。
- (6) 提案審査の質疑にて、提案価格内で「実施する」と回答した内容は必ず実現すること。
- (7) 審査結果については、後日市ホームページで公表する。
- (8) 伊丹市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、提出された企画提案書等は、原則として公開の対象文書となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開とする場合があるので、これに該当すると考える部分

がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの事業者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、契約締結後の公開とする。

(9) 災害・感染症等不測の事態により、本実施要領の手続き等の一部を変更する場合があることを許容すること。その場合は、別途、提案事業者へ通知するものとする。

(10) 本要領に規定されていない事項が発生した場合は、本市と協議のうえ、決定するものとする。

以上

様式1

令和 年 月 日

質問書

伊丹市長 宛

住 所 _____

会社名 _____

代表者 _____

(担当者)
所属部署 :
氏 名 :
電 話 :
電子メール :

伊丹市学習管理システム導入事業に係る公募型プロポーザルについて、次の事項を質問します。

番号	資料名	頁・項番等	内容
例	実施要領	P5 3-(1)〇〇〇	〇〇〇について、・・・・・・・・

※質疑内容は簡潔に記載してください。
※行が足りない場合、下に追加してください。

様式2

参加申込書

「伊丹市学習管理システム導入事業に係る公募型プロポーザル実施要領」に定める参加資格要件を満たし、記載事項に同意した上で参加を申し込みます。

手続きにあたって、提出する書類の記載内容等については、すべて事実と相違ないことを誓約します。虚偽の記載があった場合、参加資格を取り消されても異議申し立ていたしません。

また、本件に関して知り得た伊丹市のシステム等に関する一切の内容及び情報を第三者に開示または漏洩しないことを誓約します。

令和 年 月 日

(あて先)

伊丹市長 宛

(提出者)

住 所

会社名

代表者

(担当者)

担当部署

氏 名

電 話

電子メール

様式3

辞 退 届

「伊丹市学習管理システム導入事業に係る公募型プロポーザル」につきまして、提案参加を辞退いたします。

また、本件に関して知り得た伊丹市のシステム等に関する一切の内容及び情報を第三者に開示または漏洩しないことを誓約します。

令和 年 月 日

(あて先)

伊丹市長 宛

(提出者)

住 所

会社名

代表者

(担当者)

担当部署

氏 名

電 話

E-mail

様式4

企画提案確認書

伊丹市長 宛

住 所 _____
会社名 _____
代表名 _____

「伊丹市学習管理システム導入事業に係る公募型プロポーザル実施要領」に基づき、以下のとおり企画提案書等一式を提出します。

1. 提出書類等

提出書類名	提出媒体	事務局 使用欄
企画提案確認書(様式4)	電子媒体(PDF)	<input type="checkbox"/>
企画提案書(様式任意)	電子媒体(PDF)	<input type="checkbox"/>
見積書(様式5-1、様式5-2) 及びその内訳書(様式任意)	電子媒体(PDF)	<input type="checkbox"/>
デモンストレーション動画(10分以内)【形式:MP4】	電子媒体(MP4)	<input type="checkbox"/>

2. 要件確認

要件	事務局 使用欄
企画提案書等作成要領に基づき提案書を作成している。	<input type="checkbox"/>
見積書の金額は提案上限額(事業規模)を超過していない。	<input type="checkbox"/>

伊丹市学習管理システム導入事業に係る価格見積書
(令和 7 年度分)

伊丹市長 宛

(提出者)
住 所
会社名
代表者

1 初期費用

項目	金額
	円
	円
初期費用合計…①	円
(内、消費税等	円)

※構築費以外に、保守パック等初期費用として計上する費用がある場合、計上してください。

2 運用費用

項目	月額	総額 (7月分)
	円	円
	円	円
運用費用合計…②	円	円
(内、消費税等	円	円)

3 提案価格合計

初期費用合計 (①) 及び 運用費用合計 (7月分) (②) の合計額	円
--	---

(注意事項)

- ※ 金額は、消費税及び地方消費税を含む金額で記入願います。
- ※ 詳細の内訳表については必ず別紙で添付してください。

伊丹市学習管理システム導入事業に係る価格見積書
(令和 8 年度分)

伊丹市長 宛

(提出者)
住 所
会社名
代表者

1 初期費用

項目	金額
	円
	円
初期費用合計…①	円
(内、消費税等	円)

※次年度以降継続利用する場合でも、年度ごとに必要な初期費用がある場合は記載してください。

2 運用費用

項目	月額	総額 (12 月分)
	円	円
	円	円
運用費用合計…②	円	円
(内、消費税等	円	円)

3 提案価格合計

初期構築費用合計 (①) 及び 運用費総額 (12 月分) (②) の合計額	円
---	----------

(注意事項)

※ 金額は、消費税及び地方消費税を含む金額で記入願います。

※ 詳細の内訳表については必ず別紙で添付してください。

年 月 日

伊丹市長様

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者名 (※)

(※) 本人(代表者)が自署しない場合は、記名押印してください。

法人の場合は、記名押印してください。

生 年 月 日 年 月 日生

誓約書

私は、伊丹市が「伊丹市契約等からの暴力団排除に関する要綱」(以下、「排除要綱」という。)に基づき、貴市が行うすべての契約等から暴力団を排除していることを認識した上で、契約の締結等を行うとともに、下記の事項について誓約します。

尚、これらの事項に反する場合、契約解除や損害賠償請求等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

契約等の名称

- 1 私は、伊丹市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに掲げる者に該当しません。
- 2 私は、排除要綱第4条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、伊丹市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、伊丹市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに掲げる者の該当の有無を確認するため、本誓約書及び役員名簿等が伊丹市から兵庫県伊丹警察署に提供されることに同意します。
- 4 私が下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等から誓約書を徴し、当該誓約書を伊丹市に提出します。
- 5 私が使用する下請負人等が、本誓約書1に該当する事業者であると知ったときは、速やかに下請契約等の解除又は二次以降の下請負に係る契約の解除をします。

(参 考)

伊丹市暴力団排除条例（平成24年伊丹市条例第4号）（抄）

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 暴力団員が役員（法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者
 - イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者
 - ウ 次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。
 - (ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為
 - (イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
 - (ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為
- エ アからウまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、本市との契約に係る下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結している事業者

(4)略

伊丹市契約等からの暴力団排除に関する要綱

(契約に係る事務等における排除措置の要件)

第4条 前条第1項各号に規定する契約に係る事務等における排除措置の要件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等について暴力団等が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。
- (2) 前条第1項各号に掲げる者が個人又は個人事業者である場合にあっては、当該個人又は個人事業者が暴力団等であること。
- (3) 前条第1項各号に掲げる者が、暴力団等を、相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していること。
- (4) 次に掲げる者のいずれかが、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等または第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団等の威力を利用していること。
 - ア 前条第1項各号に掲げる者
 - イ 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等の役員
 - ウ 前条第1項各号に掲げる者に使用される者であって、相当の責任の地位にある者
- (5) 前号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること
- (6) 第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等に関する事業者であることを知りながら、当該事業者の下請負又は再委託を行い、その他当該事業者を利用していること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること

年 月 日

伊 丹 市 長 様

住所又は事務所所在地

商 号 又 は 名 称

氏 名 又 は 代 表 者 名 (※)

(※) 本人(代表者)が自署しない場合は、記名押印してください。

法人の場合は、記名押印してください。

生 年 月 日 年 月 日生

誓 約 書

私は、伊丹市が「伊丹市契約等からの暴力団排除に関する要綱」(以下、「排除要綱」という。)に基づき、貴市が行うすべての契約等から暴力団を排除していることを認識した上で、契約の締結を行うとともに、下記の事項について誓約します。

尚、これらの事項に反する場合、契約解除や損害賠償請求等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

契約等の名称

契約等の相手方

- 1 私は、伊丹市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに掲げる者に該当しません。
- 2 私は、伊丹市契約等からの暴力団排除に関する要綱第4条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、伊丹市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、伊丹市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに掲げる者の該当の有無を確認するため、本誓約書及び役員名簿等が伊丹市から兵庫県伊丹警察署に提供されることに同意します。
- 4 私が下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等から誓約書を徴し、当該誓約書を伊丹市に提出します。
- 5 私が使用する下請負人等が、本誓約書1に該当する事業者であると知ったときは、速やかに下請契約等の解除又は二次以降の下請負に係る契約の解除をします。

(参 考)

伊丹市暴力団排除条例（平成24年伊丹市条例第4号）（抄）

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 暴力団員が役員（法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者
 - イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者
 - ウ 次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。
 - (ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為
 - (イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
 - (ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為
- エ アからウまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、本市との契約に係る下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結している事業者

(4)略

伊丹市契約等からの暴力団排除に関する要綱

(契約に係る事務等における排除措置の要件)

第4条 前条第1項各号に規定する契約に係る事務等における排除措置の要件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等について暴力団等が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。
- (2) 前条第1項各号に掲げる者が個人又は個人事業者である場合にあっては、当該個人又は個人事業者が暴力団等であること。
- (3) 前条第1項各号に掲げる者が、暴力団等を、相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していること。
- (4) 次に掲げる者のいずれかが、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等または第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団等の威力を利用していること。
 - ア 前条第1項各号に掲げる者
 - イ 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等の役員
 - ウ 前条第1項各号に掲げる者に使用される者であって、相当の責任の地位にある者
- (5) 前号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること
- (6) 第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等に関する事業者であることを知りながら、当該事業者の下請負又は再委託を行い、その他当該事業者を利用していること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること